

**兵庫県加東こども家庭センター**  
**心理判定事務員（兵庫県会計年度任用職員）の募集について**

兵庫県加東こども家庭センターに勤務する職員を募集します。

- 1 **勤務先** 兵庫県加東こども家庭センター  
(児童福祉法に基づく児童相談所)  
加東市下滝野 1 2 6 9 - 2
- 2 **業務内容** ・療育手帳の交付に係る心理検査や行動観察  
・加東こども家庭センターが行う児童家庭相談の心理判断、治療及び心理判定事務など
- 3 **募集人数** 1 人
- 4 **勤務日・勤務時間** 月～金のうち3日間（週 21 時間 45 分）  
9:00～17:15（休憩 60 分）
- 5 **雇用期間** 令和5年4月1日～令和6年3月31日  
(期間延長の可能性あり（条件あり）)
- 6 **報酬**
  - (1) **基本報酬（地域手当・社会福祉業務手当に相当する報酬等を含む）**  
月額 104,000 円～121,800 円  
※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。  
※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。
  - (2) **期末手当**  
年間 2.4 月（6 月期 1.2 月、12 月期 1.2 月（在職期間に応じた割り落としあり））  
※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象
- 7 **通勤手当** 正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- 8 休暇 年次有給休暇（時間単位の取得が可能）  
その他、任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり
- 9 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- 10 必要な資格等 大学又は大学院において、心理学を専修する学科又はこれらに  
相当する課程を修めて卒業した者
- 11 必要な経験等 WISC-IV、新版K式等の検査経験があれば尚可
- 12 条件付採用 改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び  
第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後、  
1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正  
式採用となります。

**【お問い合わせ先】**

加東市下滝野1269-2

兵庫県加東こども家庭センター

（担当：黒崎）

TEL：0795-27-8250

FAX：0795-48-9319